



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

- ・選挙人名簿登録基準日等
- ・ポスターの掲示開始期日
- ・臨時地方書記室の設置

所管課（室）名

選挙管理委員会書記室

//

//

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第4号

令和7年4月20日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の基準日及び登録日を次のとおり定めた。

令和7年3月28日

長崎県選挙管理委員会

委員長 渡邊 敏則

- 1 基準日 令和7年4月10日（但し、年齢要件は4月20日）
- 2 登録日 令和7年4月10日

長崎県選挙管理委員会告示第5号

令和7年4月20日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項の規定により準用する同条第5項の規定により、ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始の日を次のとおり定めた。

令和7年3月28日

長崎県選挙管理委員会

委員長 渡邊 敏則

掲示開始日 令和7年4月11日

長崎県選挙管理委員会告示第6号

令和7年4月20日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙の執行に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定による選挙運動に関する収入及び支出の報告書に関する事務及び長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年長崎県条例第38号）の規定による選挙公営に関する事務以外の事務を処理するため、長崎県選挙管理委員会規程（昭和30年長崎県選挙管理委員会規則第5号）第12条第7項の規定により、次のとおり臨時地方書記室を設置する。

この場合において、同条第5項の規定による地方書記室の管轄区域には、臨時地方書記室の管轄区域を含まないものとする。

令和7年3月28日

長崎県選挙管理委員会

委員長 渡邊 敏則

- 一 設置する期間 令和7年3月28日から同年4月20日まで
- 二 設置の場所及び名称並びに管轄区域

場	所	名 称	管轄区域
西海市大瀬戸町瀬戸桜浦郷2222番地	西海市役所内	西海臨時地方書記室	西海市

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)二二一四
(八九五)二二一四

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリン
田宏ト
弥ト